

総務常任委員会会議録(平成22年5月21日)

- 1 日時 平成22年5月21日(月) 15時09分～17時50分
- 2 場所 滝沢村役場 4階 第1委員会室
- 3 出席者 委員長 斉藤健二 副委員長 柳村 一
委員 佐藤澄子、武田猛見、遠藤秀鬼、鎌田 忍、黒沢明夫
事務局 主査 杉村奈緒子
欠席者 なし
説明員 企画総務部長 佐野峯 茂
収納課 課長 中村 登、総括主査 佐藤 秀
税務調査員 中居 毅、伊藤 文也、柴田 裕司
税務課 課長 三上 清幸
財務課 課長 中村保夫、主査 関村 和史
企画総務課 課長 加賀谷 建、総括主査 岡田 洋一

4 協議

(1) 開 会

(2) 委員長挨拶

委員長：本日税務調査員の方々には我々のために時間を割いていただきまして、ありがとうございます。なお、今日は全員出席でございますので、定足数に達しておりますので本委員会は成立します。

(3) 協議事項

①閉会中の継続調査について

1. 税の賦課徴収と滞納対策について

(説明員：佐野峯部長、中村収納課長、佐藤総括主査、三上税務課長)

【以下資料により説明】

1 税務調査員の設置について

1-1 税務調査員とは

収納率向上対策の一環として、債権の保全、整理並びに滞納者の意識喚起を図るための滞納処分部門を強化することを目的として平成5年度に設置しました。

1-2 任用にあたっての基本的な考え方

滞納処分には相当の知識経験を必要とするため、滞納処分の豊富な経験を持つ県庁OBの方を基本に任用しています。

1-3 任用実績

これまでの任用実績は、次のとおりです。

時 期	人員
平成5年度～平成7年度	1名
平成8年度	2名
平成9年度～平成12年度	3名
平成13年度～平成21年度	2名

1-4 主な業務内容

- ①中居 毅調査員（平成20年度任用、3年目）
- ・村外（主に法人）の滞納者に係る滞納処分に関すること。
 - ・納税相談、預貯金調査、捜索に関すること。
- ②伊藤文也調査員（平成21年度任用、2年目）
- ・村外（主に個人）の滞納者に係る滞納処分に関すること。
 - ・納税相談、預貯金調査、捜索に関すること。
- ③柴田裕司調査員（平成22年度任用、1年目）
- ・滞納処分の執行停止に関すること。
 - ・納税相談、預貯金調査、捜索に関すること。

1-5 税務調査員任用のメリット

直ちに収納率の向上につながるものではありませんが、次のようなメリットがあります。

- ①長く県税徴収に携わり知識経験が豊富なことから、困難事例に対する速やかな対応が可能となっています。
- ②その知識経験を村職員に水平展開することにより、徴税吏員としての資質の向上に繋がっています。
- ③県、他市町村との連携が強化されています。

2 賦課徴収管理システムについて

2-1 導入経過

従来は平成14年度に導入した住民情報システムを基本にして賦課徴収事務を行なっていましたが、課税処理精度の点や収納・滞納業務における手処理が多く、事務の効率化という面で問題が表面化、さらに度重なる制度、税制改正に対処することが限界に達してきていました。

それらを解決するため新たなシステムを導入することとし、既存の住民情報システムと新システムの間で中間サーバーを立てることにより連携を図る方法でシステムを構築することにしました。

システムは平成19年度から平成20年度の2ヵ年で導入、平成21年度から本格運用を開始しています。

2-2 滞納管理業務における事務の効率化

新システム導入に伴う滞納管理業務の主なメリットは次のとおりです。

項目	導入前	導入後
電話対応及び折衝	保管キャビネットから個票を取り出し、その記録に基づいて折衝する。 終了後はその個票に経過を手書きで記録する。	システム内で必要事項の確認が可能。また、電話や折衝の記録については、システム内で管理する。 これにより、だれもが対応可能となった。
催告及び催告停止	保管キャビネットにある個票を確認しながら、催告及び抜き取りを行なう。	あらかじめ対象者を選定した後に催告を行なうので、抜き取り作業は必要なくなった。
収納情報の管理	収納済通知書を基に個票に手書きで書き込みを行なう。	システム内で管理されるため、個票での管理が不要となった。

滞納者及び関連者の管理	関連者の個票を同一の者にファイリング若しくは輪ゴムで束ねて管理する。	
個票の差し替え	年に2回個票の差し替えを行なう。(全体を入れ替えるのに1~2ヶ月を要する。)	
滞納者の抽出	業者に委託して行なう。	ある程度自前で任意の抽出が可能となった。
分納管理	分納誓約書をコピーし、手書きで管理する。	システム内で管理が可能となった。
分納履行催促	個票すべてをチェックし、最新の収納情報を確認した上で作成する。	常に最新の状態で履行管理しているため、そのままシステムからの出力が可能となった。

2-3 収納業務における事務の効率化

新システム導入に伴う収納業務の主なメリットは次のとおりです。

- ・金融機関での納付日の管理が可能となった。
- ・集計表、帳票が随時出力可能となった。(以前は月ごと)
- ・消し込みが当日に反映できるようになった。
- ・歳出還付の履歴が残せるようになった。
- ・督促状、即時納付書のOCR化ができるようになった。
- ・税目ごとの口座振替の登録が可能となった。
- ・納税者ごとの収納状況の確認がしやすくなった。
- ・督促手数料の管理が可能となった。
- ・収納簿の管理精度が向上し、本来の税額での収納簿管理ができるようになった。

2-4 差押件数の比較

新システムの稼働に伴い、滞納処分の中で大幅に事務の効率化が図られたものの中に、預金、給与などの差押があります。

下の表は、差押件数を新システムの導入前、移行期、導入後に分けてまとめたものですが、預金、給与、国税還付金ともに大きく伸びています。

区 分	導入前	移行期	導入後
預金差押	106件	61件	143件
給与差押	6件	8件	11件
国税還付金差押	15件	15件	31件

注1:「導入前」とは、旧システム稼働時の平成19年度実績

注2:「移行期」とは、旧システムからの年度途中の移行期間である平成20年度実績

注3:「導入後」とは、新システム稼働時の平成21年度実績(3月まで)

これは、従来手処理で行なっていた預金調査に基づくデータや滞納者の勤務先調査、所得税の申告データに基づく所得税の還付金のデータをシステムで管理し、必要に応じて抽出することが可能となったことによるものです。

ちなみに、出納整理期間である平成22年5月は、集中的に預金の差押を行なっていますが、5月だけで約150件の実績があります。

2-5 新システムの概要

※実際のパソコン画面で見させていただきます。

〈質疑等〉

武田委員：柴田調査員の事務は、滞納処分の執行停止と納税相談とありますが、今の経済状況の中で、経済的に大変な世帯がどんどん増える中、特に国保税は滞納者の8割が年収200万円以下だと言われている。実際的には、なかなか滞納をなくする、という経済状況ではないが、実際に滞納者のお話を聞き、相談を受けて対応する中で、滞納処分を形式的にきちきちと対応せざるを得ない、ということになるのか。

柴田調査員：当然税においては、基本的にそういう部分もあるわけですが、猶予する制度等もあります。不良債権の滞納処分の執行停止、これは納税者の方が財産もない、あるいはその生活困窮またはその同様の生活をしているなどの方について調査し、執行停止あるいは、それによってその状態が3年続くと不良債権する流れの制度もあります。今特にこういう状況で、仕事もなく結構大変な方もおられますので、お話を聞いて、実態にあった滞納処分をしていくが必要があると思っている。

武田調査員：個々の減免規程などで、生活困窮の規定が明らかになっていない。どこを見て生活困窮とみるのか、憲法でうたっている最低生活の保障の部分からみて、生活困窮とはいかなるものか。そういうことがもっと個々の減免の要綱などに明記されるべきではないかと思うが。

柴田委員：各団体で若干取り扱いが異なる部分があると思うが、当然生活保護を受ける規定や要件等があり、それに合致する人たちのある程度は、生活困窮とみていると思うが。

武田調査員：介護保険料などでも、所得段階が第1段階は生活保護に合致、第2段階は、生活保護も受けられず生活が一番苦しい段階だと思うが、もうすこし緩やかに徴収する方法というのは考えられないのか。

中村収納課長：執行停止の要件は、地方税法にうたっており、それに則って行っているが、例えば国保税の減免については、ご来庁いただいて相談する段階で、もしかしたら減免になる可能性もあります、ということは紹介しております。執行停止については法の中で要件に合致する場合は停止することができる、と規定にありますので、例えば所得が1世帯10万、1人につき5万というかたちでカウントし、それを超えなければ差押できないので、最低限の生活は保障していると理解している。

佐藤委員：主な業務内容で、3人とも共通しているのが納税相談で、それぞれ分野ごとに分かれているようですが、対象となる方から納税相談を受けることが多いのか、それともこちらから持ちかけるケースが多いのか、またその相談の内容で特に多いものはどういうものがあるのか。

伊藤調査員：私は主に村外と県外の滞納者を担当しております。村の近辺の方は直接役場窓口に来て納税相談を受けていただいている。村から離れている方については、中身を見て、現在確かに納付できない状況を確認させていただき、毎月、1年以内に完納できる状況に相談させていただき、納付してもらおう対応をしている。村

周辺から少し離れている方については、電話と文書のやりとりをし、それでも応じていただけない場合は、国税徴収法に身上調査、実態調査などの調査権がございますので、預金調査や当該市町村に税務調査をさせていただき、勤務先が判明した方については、勤務先に照会する旨事前に案内する。それでも応じていただけない場合は、勤務先に給与照会をさせてもらう。勤務先に催告・照会文書を送付した後、直接責任者の方から、照会文書で、事前に納税相談を受け、納付するよう話をする。それでもなお納付しない場合は、給与照会し給与差押の処分を行う。

平成21年度中に村外の方で当該市町村に照会した件数は、343件あり、そのうち、関東以南はそのうちの40%、東北は13%、県内48%となっている。また、そのうち給与照会して職業の判明した方は21%、そのうち会社のほうから働きかけて納めていただいたのは20%である。そのうち、どうしても納めていただけない方については、給与の差押を対応させていただいた。

苦しくても納めていただく方と、余裕があっても納付しない方があり、税の公平性からみても、公平に執行し処分を進めている。

佐藤委員：納税相談は、支払ってもらうことを前提に、進めているわけですね。納税相談を受ける方の、生活の背景にあるいろいろな相談も混じってくると思うがその部分の対処の仕方はどうなのか。

伊藤調査員：私たちの相談窓口は「最後の砦」であると思って相談を受けている。できる範囲で、生活が厳しい方には、多重債務に陥っている方もいらっしゃるのので、できるだけ無料で相談できる、信用生協や消費生活センター等の施設をご案内している。

黒沢委員：中居調査員の担当は村外の法人ですか。それは、もともと村内にあったところが、村から出られたりなどして村外となるのか。

中居調査員：それもあります。村内外の法人が担当ですが、特に盛岡市にある法人の担当をしている。

三上税務課長：近隣の法人もあるが、税の中でも特に固定資産税は、村外や県外に本社のある法人があるためです。

黒沢委員：日ごろ特に苦労されていることはありますか。

中居調査員：村外だと直接向かうのはなかなか難しいので、文書での実態調査や照会を行い、自主的に納めていただければよいが、財産等を把握し、滞納処分をしています。

中村収納課長：昨年度は、東京・横浜に職員2名を派遣し、音信不通状態の法人関係の搜索をし、実態調査を行った。結果としてその法人は解散して存在せず、執行停止処分を行わざるを得ない状況であったが、そうした連絡を取れない事案については随時現地に行き行って搜索することを進めていきたい。

柳村委員：税務調査員の方々は、滞納者の抽出の段階から業務に携わっているのか。

伊藤調査員：地区担当があり収納管理システムにおいて、資料を抽出して、自分の地区を整理している。高いランクから徐々に処理していく。

柳村委員：現年度賦課分から着手するのか。

中居調査員：現年度賦課分からやっている。

柳村委員：これまでは滞納者を業者に委託して抽出していた、とのことであるが、どういったことなのか。

中村収納課長：それまでのシステムでは、業者にお願ひし、紙ベースで打ち出していた。

柳村委員：現在は抽出は自前でやっているということか。

中村収納課長：そのとおりです。

佐藤委員：税務調査員は3名体制で人的な作業は十分なのか。

中村収納課長：正職員を増やすことはなかなかできない状況にあるが、こうして経験豊富な調査員を、従来2名体制であったが、現在1名増えたことは大変結構なことであり、当面この体制でやっていきたいと思う。

柴田調査員：滞納処分の執行停止が担当であり、税金をいただくことに力が回るわけであるが、徴収できない人たちをいかに処分していくかということで、2年後、3年後に収納にいい効果が現れると思うので、きちっと進めていくべきと考えております。

委員長：それでは、調査員の方々には、本委員会のために本日いつもの時間よりも長い時間まで出席いただきまして、ありがとうございました。

【15時40分（経営企画部収納課税務調査員3名退席）】

委員長：それではここからは、収納システムの現場を見てから再び審議に入りたいと思いますがよろしいでしょうか。

委員：異議なし。

【15時45分～16時04分（委員、収納課へ異動）】

委員長：それではどういう滞納システムなのか、実際に見せていただきたい。

【収納課佐藤総括主査より滞納システムを実際に操作しながら、詳細について説明】

【16時04分（委員、第一委員室へ戻る）】

委員長：それでは、引き続き、システム等について、何か質問等ございませんか。

遠藤委員：初期で間違った入力をする可能性はないのか、システムに入力した後のチェック体制について伺いたい。

中村収納課長：職員がシステムに手入力するのは、滞納者の経過記録のみであり、その記録も外に出るものではない。

遠藤委員：以前まちがった課税をしていたことがあったが、今後そういうことが起こり得ないのか。

三上税務課長：固定資産税の土地、建物を誤って高く評価したことがあったが、課税側の問題であり、収納データの額には関係してこない。

佐野峯部長：システムの間違いではなく、課税の段階での間違いであった。現在は年度ごとに地区を決めてチェックしている。

柳村委員：今後、賦課と収納は一緒にやらないのか。住民サービス向上のため一体化できないのか。

中村収納課長：便宜上課は分かれているが、賦課業務と収納業務は、同じフロアで行っており、賦課部分についてもつぶさに見ることができるので、現時点で何ら不足はないと思っている。

佐野峯部長：賦課部門と徴収部門を一体化すると、課長がマネジメントできる人数も限られてくるため、組織マネジメントの関係もあるが、物理的にも課が近いので、連携をさらに密にしていく必要はあると思う。

武田委員：「ワンストップサービス」などの、納税相談だけではない、生活実態等の生活相談的な窓口の連携体制はむずかしいのか。

佐野峯部長：以前から福祉課にそうしたコーナーがあり、今年度から生活相談窓口といった大きな看板を窓口に設けた。場合によってはそこで納税相談も受けるような、そういった体制は作っている。

中村収納課長：福祉課の生活相談窓口に来たお客様の中で、税についても相談したい、となったときには、そのお客様のところに担当する職員が参り対応しています。

委員長：その他質問等ございませんか。

委員：なし

委員長：ありがとうございました。

【16時15分（収納課、税務課退席）】

2. 中期財政計画について

（説明員：佐野峯部長、中村財務課長、関村主査）

【以下資料により説明】

〈中期財政計画の目的・役割～「滝沢村の未来を切り開き、村民一人ひとりが希望の持てるまちづくりへ」～〉

わたしたちの滝沢村は、平成元年度に村政施行100周年を、平成21年度に村政施行120周年を迎え、「地域は地域のみんでつくる」という地域経営の考え方の下、住民の皆様と共に新たな一歩を踏み出しました。

その間、地方自治体は、地方分権による機関委任事務の廃止が行われ、その後の三位一体の改革など地方財政を取り巻く環境がめまぐるしく変化してきた中において、本村は5万人を越える住民の皆様を支えられ、厳しい状況を乗り越えてきました。

今後の地域主権改革は、地方分権改革推進委員会の第3次勧告を踏まえ、地域主権戦略会議において段階的に進められていくこととなります。新政権は、平成21年度末の国会において、法令による自治体の義務付け・枠付けの見直しを柱とする「地域主権推進一括法案」や「国と地方の協議の場設置法案」などの成立を目指としています。平成22年度においては、一括交付金化や国出先機関の原則廃止などの考え方を示す「地域主権戦略大綱」を策定し、基礎自治体への権限移譲や地方税財源の充実確保など、地域主権の実現に向けた取り組みが今後より一層本格化・加速化していくこととなります。

地域主権改革は改革の途中ですが、今後も地方財政の変革は続いていきます。地方の経済情勢については、米国経済の急速な悪化に端を発する世界金融危機と世界同時不況の影響を受け、長期的な景気後退局面に陥っており、雇用情勢の悪化やデフレスパイラルの悪循環の中、景気回復の道筋を見いだせずにあります。

このような厳しい経済情勢の中にあっても、第5次滝沢村総合計画・後期基本計画の戦略方針を踏まえ、限られた財源を有効に活用し、住民総参画による滝沢村の発展に努めていく必要があります。住民の皆様にとって「生きがいを持てる充実した生活環境」の実現を図るため、将来的に持続可能な行財政基盤を確立し、継続的な行財政改革を推進すると共に、財政の健全性を確保す

るために「滝沢村中期財政計画」を策定します。

1 滝沢村の財政状況

(1) 歳入の状況 ⇒ 国又は県からの財源に大きく依存しています。

滝沢村に入ってくるお金（歳入）には様々な種類がありますが、大きく分けて自主財源と依存財源に分けることができます。自主財源とは村が自主的に収入するもので、依存財源とは国又は県の意思決定に基づき収入されるものになります。

平成元年度から平成5年度までの自主財源は、村の発展や人口増加などを背景に増加傾向にありましたが、その後は、年度間で増減を繰り返しながらほぼ横ばいで推移してきました。平成18年度以降からは、税源移譲が本格実施され、村税自体の予算規模や自主財源の割合が飛躍的に向上しました。

依存財源は、大型建設事業などの財源として年度間の増減があり、特に平成13年度と平成14年度では、ごみ処理施設建設の影響により大幅に増加しました。

平成元年度と平成21年度決算見込を比較してみると、総額が77.8億円から154.7億円（約2倍程度）に、自主財源が31.1億円から64.6億円（約2倍程度）に増加し、行財政規模が拡大してきました。しかし、昨今の世界的な景気後退長期化の影響を受け、日本経済もまた所得の低下や雇用情勢の悪化など厳しい経済局面に陥っています。国や地方自治体もその例外ではなく、今後も大幅な税収減が見込まれると共に、より一層厳しい財政運営を迫られていくこととなります。

(2) 歳出の状況 ⇒ 慢性的な財政の硬直化状態に陥っています。

滝沢村から出ていくお金（歳出）にも様々な種類がありますが、歳出を性質別に捉えると、経常的経費と投資的経費に大きく分けることができ、経常的経費の中でも人件費・扶助費・公債費は義務的経費と呼ばれています。

義務的経費は、法令の規定やその性質上、必ず支出しなければならない経費で、容易に削減できない経費であり、この義務的経費の割合が高くなると、他の経費に充てる財源（歳入）の余裕が無くなってしまうこととなります。

平成21年度決算見込の義務的経費の割合は42.0%となっており、公債費償還のピークを迎えた平成18年度の割合の48.4%と比較すると、6.4%程度は改善傾向にあるものの、歳出総額に占める義務的経費の割合は、依然として高い水準を推移しており、慢性的に財政の硬直化状態が続いているといえます。

歳出も歳入と同様、平成8年度まで村の発展や人口増加などを背景に増加傾向にありました。

しかし、その後、歳入の伸びが止まり、投資的経費などを抑制することにより、財政を維持してきました。平成13年度と平成14年度は、ごみ処理施設建設の影響により大きく増加していますが、その後は、隔年で増加と減少を繰り返し、災害復旧事業などの特殊要因を除くと減少傾向となっています。（隔年で増加と減少を繰り返すのは、投資的経費の繰越の影響によるもの。）

歳出を性質別に捉えると、平成8年度までは義務的経費と投資的経費の割合がほぼ同程度で推移していましたが、その後、投資的経費は、ごみ処理施設建設分を除き大幅な縮小傾向となっています。

義務的経費は、生活保護法や児童福祉法などの規定に基づき被扶養者に対して支給する扶助費、村債を償還するための公債費が伸び続けています。平成15年度以降の歳出総額は、あまり大き

く伸びていませんが、義務的経費が圧迫する形で投資的経費などが縮小されてきました。次に、歳出を目的別に捉えると、やはり扶助費が多くを占める民生費の割合や公債費の割合が大きく伸びています。逆に土木費や教育費は、道路建設や学校建設の縮小により減少傾向にあります。

※平成21年度決算見込は、平成20年度の国の補正予算にかかる定額給付金等8.5億円程度が繰越措置されていることから、歳入及び歳出予算ともに大幅な増となっています（定額給付金等の特殊要因を除く実質的な平成21年度決算見込は146.2億円程度）

（3）収支の状況

収入（歳入）と支出（歳出）のギャップが広がる中、今まで蓄えてきた各種基金や村債などの積極的な活用を図り、財源の確保を行ってきたことにより、歳出を高い水準に維持してきました。これを、実質収支と実質単年度収支という2つの指標で説明します。

実質収支は、入ってきたお金（歳入決算額）から使ったお金（歳出決算額）と翌年度に繰り越したお金（翌年度繰越額）を単純に差し引いたものです。

これには、基金を使って得たお金も、基金に積立てたお金も含まれており、ほとんどの地方自治体で黒字（プラス）になっています。

それに対して、基金の中で最も影響が大きい財政調整基金の積立てや取崩しが無かったらどうなっているかを表したものが実質単年度収支です。

滝沢村の実質単年度収支は、平成18年度が赤字（マイナス）、平成19年度が黒字（プラス）、平成20年度が赤字（マイナス）と、ここ数年は隔年で赤字と黒字を繰り返しています。

（4）基金残高の状況 ⇒ 基金残高は年々減少傾向にあります。

基金とは、家計でいう預貯金にあたるものです。

滝沢村では、村税等の伸びが好調な時期に決算時の歳入と歳出の差額などを計画的に積立ててきた一方、公共施設の建設など一度に多額の経費がかかる事業については、基金を取崩し、計画的に活用してきました。

しかし、近年、基金の取崩しによって財源の確保を行ってきたため、総額が減少傾向にあり、このままでは近い将来、預貯金が底をつき、家計の赤字を埋めることができなくなってしまう。

財政調整基金は、年度間の財源調整という役割を担っているもので、景気の変動などにより一時的に財源が不足した場合の穴埋めとして使われており、本村では、毎年度の決算差額（歳入－歳出）の2分の1以上をこの基金に積立てています。

減債基金は、起債の返済（公債費）の財源として使われます。

その他、特定目的基金という、地域整備や福祉関係など個々の目的を達成する事業の財源としてのみ使用可能な基金があります。

（5）村債残高の状況 ⇒ 村債残高は今後も減少傾向にあります。

地方債（村債）とは、家計でいうローンにあたるものです。

地方自治体では、原則、赤字の穴埋め目的での借金はできませんが、国の減税政策等による臨時財政対策債などの赤字借金が特例措置として認められています。

滝沢村では、公共施設の建設など一度に多額の経費がかかり、かつ、将来その施設を使う世代にも経費を負担してもらうのが妥当な場合に限って村債を発行し、国などから借金をし、歳入を確保してきました。このことを起債といいます。

村債残高（まだ返済していない額）は、ごみ処理施設建設に伴う起債の増発の影響により、平

成15年度に181.7億円とピークを迎え、その後は、プライマリーバランスの黒字化や大型建設事業の縮小などにより、村債残高は減少傾向にあります。

平成21年度決算見込における住民一人あたりの負担額は、約29万7千円程度、1世帯あたりの負担額は、約78万5千円程度となっています。(平成22年1月末人口及び世帯数)

公債費(毎年返済していく額)は、平成18年度に19.0億円とピークを迎えましたが、村債の返済には10年から25年程度の期間を要すること、さらには村債の返済額は、固定金利方式で毎年同じ額を返済していかなければならないことから、今後も急激な減少は見込めず、過去の借入れの返済が終了するまでは同程度の額で推移していくことになります。

また、プライマリーバランスを考慮し、村債発行を慎重にしていかなければ、村債残高、公債費ともに増加し、将来への負担が増加することとなります。

(6) 経常収支比率等及び財政健全化判断比率等の状況

① 経常収支比率

義務的経費などの支払いに充てる財源(歳入)の割合を示した指数を経常収支比率といいます。家計に例えると、住居費や光熱水費などのような毎月確実に支出される経費に対する、給料のような毎月決まって得られる収入の割合を表したものになります。この値が大きくなるほど、新たな住民ニーズに対応するための行政サービスに充てる財源に乏しく、財政構造の弾力性が失われつつあることを意味します。従来、適正な値は町村で70~75%、市で75~80%といわれてきましたが、現状ではほとんどの地方自治体が適正な範囲を超えています。

滝沢村は、平成9年度まで75%以下の適正な範囲内にありましたが、その後徐々に増嵩し、平成17年度以降は85%台にまで達しており、より一層財政の硬直化が進んでいる状態にあります。

② 公債費比率・起債制限比率・実質公債費比率

公債費(元金及び利子償還)の支払いに充てる財源(歳入のうち一般財源)の割合を示した指標を公債費比率といいます。この指標も、経常収支比率と同様に財政の硬直化を図る目安となります。

また、地方債の発行の制限指標とされてきた起債制限比率に変わり、地方自治体の債務(借金)をより厳密に表す指標として、平成17年度から実質公債費比率が導入されることとなりました。

公債費比率は15%を超えると黄信号、20%を超えると赤信号といわれています。

実質公債費比率は18%以上が許可制、25%を超えると原則、地方債の許可が制限されます。

③ 財政健全化判断比率・資金不足比率

平成19年6月22日に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下「法律」という。)が公布され、平成19年度決算以降から全ての地方自治体が健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することが義務付けられることとなりました。

さらに平成21年度に法律が全面施行され、平成20年度決算から早期健全化基準等以上になった場合に財政健全化計画等の策定が義務付けられることとなりました。

【健全化判断比率】

(ア) 実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標です。

(イ) 連結実質赤字比率

全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標です。

(ウ) 実質公債費比率

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標です。

※従来、地方財政状況調査（決算統計）に基づき報告していた当該比率については、法律の公布に合わせ、健全化判断比率の一部に移行されています。

(エ) 将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標です。

【資金不足比率】

地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率です。

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標です。

2 中期財政計画の策定と目標設定

滝沢村財政の特徴を下に、今後の制度改正や平成20年度までの行財政改革による取り組みなど、現時点で想定される試算条件を踏まえて、平成22年度から平成26年度までの普通会計における中期財政計画を示します。

(1) 財政の持続可能性の要件分析

国の三位一体の改革の影響や少子高齢化社会の進展などにより、地方財政を取り巻く環境は、厳しい状況が加速されていくものと考えられ、自治機能の喪失ともいえる財政再生団体も現実のものとなりかねません。

しかしながら、セーフティネットをはじめとする必要不可欠な公共サービスの提供や社会基盤の整備は、基礎自治体として住民に果たすべき責務であり、使命と受け止めます。

<総合計画の着実な実行＝住民福祉の向上>

後期基本計画に基づく実行計画の着実な実行と展開を図るためには、施策の選択と集中による財源の効果的な活用と住民協働や民間活力の導入などが重要であることから、常に仕組みを見直していくことが必要です。

<経済性・効率性の推進＝収支の均衡>

庁内にあっては、それぞれの経営資源の所管が分散していることから、機動的・効果的な運用体制の整備や庁内横断的かつ戦略的な事務事業への支援が必要となってきます。

また、事務事業の実施にあたっては、現場に即した庁内分権化や一層の経済性・効率性を進めていかなければなりません。

<将来負担の適正化＝将来への責任>

プライマリーバランスを考慮し、村債発行を慎重にしていかなければ、村債残高、公債費ともに増加し、将来への負担が増加することとなります。

滝沢村が「滝沢村自身の未来を切り開き、住民一人ひとりが希望の持てるまちづくり」を推進していくために、そして自立して持続可能な財政運営を行っていくために必要なことは、

「住民福祉の向上を図り、収支の均衡と将来への責任を果たす」ことが必要であるといえます。

(2) 目標値の設定

① 収支均衡を保つための調整財源確保としての基金残高

毎年度の収支が均衡、あるいは、収入が支出を上回らない限り、年度間の財源調整のための基金を保有する必要があります。

また、年度間の財源不足を補うための財源調整としての基金を保有することは、災害や教育施設の耐震化など、緊急の行政課題への迅速な対応を可能にし、かつ、弾力性を実質的に担保するものであることから、基金残高の確保を財政計画上の目標として設定します。

本計画では、後期基本計画に基づく実行計画事業を実施した場合においても、保有可能な基金の総額として10億円以上を目標とします。

② 将来にわたる財政負担の適正化としての村債残高

滝沢村のプライマリーバランスは、既に黒字化し、村債残高は減少傾向にあります。

しかし、単年度の収支の均衡を保つため、国の同意又は許可に基づかない村債発行（赤字借金）を行い、財政を維持していくことは、現在の借金を後世代へ転嫁することとなり、健全な財政とはいえない状況となることから、村債残高の減少を財政計画上の目標として設定します。

ただし、国の制度改正や制度変更等に基づき、地方自治体の財政状況や財政規模なども多分に左右されるものであることから、今後もプライマリーバランスの黒字化を図っていくことを前提としながらも、中・長期的な視野の下、村債残高に係る新たな目標値の設定等について、今後検討していきます。

(3) 試算前提条件

平成22年度については、平成22年度当初予算額を目的別又は性質別に計上しています。平成23年度及び平成24年度については、現段階において総合計画に基づき計画されている実行計画の額を全て計上しています。平成25年度以降については、前年度実績又は全2ヵ年又は全3ヵ年に基づく推計などによります。なお、個別の推計方法については、以下の条件により推計しています。

【歳入】

○村税

各税目及び各区分ごとに現行税率を基に調定額等を積算し、平成22年度当初見込収納率などを乗じて算出。

個人住民税については、均等割において、納税義務者数の伸び悩みなどを見込み0.0%から0.2%の間での増として推計。所得割において、所得の低下や雇用情勢の悪化などによる減収要因や税制改正に伴う普通扶養控除（0歳から15歳）の廃止と特定扶養控除（16歳から18歳）の縮減による増収要因などを勘案し、▲0.8%から▲2.5%の間での減として推計。

法人住民税については、均等割において、各年度1.0%の増として推計。法人税割において、一部景気の回復基調を見込み2.6%から15.0%の間での増として推計。

固定資産税については、3年ごとの評価替えを加味し、各年度の課税標準額の推計を行い、軽減・減免措置を控除し推計。土地においては、0.2%から0.5%の間での増として推計。家屋においては、課税標準額の増額要因や評価替え後における過去の減少割合などを勘案し、▲5.0%から2.5%の間での増減として推計。償却資産においては、景気低迷に伴う設備投資の減少による減収要因や一部景気の回復基調を見込み▲3.0%から1.0%の間での増減として推計。

軽自動車税については、自動車購入補助金やエコカー減税の増収要因などを勘案し、1.0%から

3.0%の間での増として推計。

たばこ税については、税制改正に伴うたばこ税率引上による増収要因と喫煙率低下による減収要因などを勘案し、▲0.1%から▲5.5%の間での減として推計。

その他税目については、平成22年度当初予算額を基本とし、前年及び過去の実績等に基づき推計。

○ 使用料・手数料

使用料及び手数料については、平成22年度当初予算額と同額として推計。

○ その他収入

繰入金については、財政調整基金を平成24年度92百万円、平成25年度から平成26年度まで毎年度73百万円の取り崩し、地域整備特別対策事業基金を平成23年度42百万円、平成24年度16百万円、平成25年度から平成26年度まで毎年度125百万円の取り崩し、ふるさとの水と土保全基金を平成23年度から平成26年度まで毎年度2百万円の取り崩しを想定。

諸収入については、平成22年度当初予算額を基本とし、平成25年度の市町村振興助成金皆減分を勘案し推計。

その他については、平成22年度当初予算額と同額として推計。

○ 地方交付税

平成22年度の普通交付税については、国の出口ベース6.8%増を基に、基準財政需要額においては、「地域活性化・雇用等臨時特例費」皆増分、「地域雇用創出推進費」皆減分、「地方再生対策費」など特殊要因を加味し、基準財政収入額においては、昨今の景気後退長期化や雇用情勢の悪化などによる減収影響分を加味し、臨時財政対策債増の影響分と合わせて推計。平成23年度以降については、「平成22年度経済見通しと経済財政運営の基本的態度」において示されている国内総生産（GDP）の名目又は実質成長率、その他特殊要因等を勘案し推計。

臨時財政対策債については、平成22年度までの措置とし、平成23年度以降から普通交付税へ振替えられるものとして推計。

特別交付税については、普通交付税同様、国内総生産（GDP）の名目又は実質成長率、その他特殊要因等を勘案し推計。

○ 国庫支出金及び県支出金、村債

国庫支出金及び県支出金については、平成22年度当初予算額にかかる特定財源及び平成22年度実行計画における特定財源を勘案し、平成23年度から平成24年度までを推計。平成25年度以降については、前年及び過去の実績等に基づき推計。

なお、平成22年度から実施される児童手当併給の子ども手当（半額）については、平成23年度以降から全額国庫負担扱い（地方負担なし）されるものとして推計。

県支出金については、平成23年度の総合補助金皆減分、平成25年度の電源立地交付金皆減分を勘案し推計。

臨時財政対策債については、平成22年度までの措置とし、平成23年度以降から普通交付税へ振替えられるものとして推計。

○ 譲与税、交付金

地方譲与税については、平成22年度当初予算額と同額として推計。

地方特例交付金については、平成23年度において、子ども手当特例交付金（子ども手当全額実施に伴う制度拡充分）増分を勘案し推計。平成24年度において、減収補てん特例交付金（エコカ

一減税減収補てん分) 皆減分を勘案し推計。平成 25 年度以降については、平成 24 年度同額として推計。

その他については、平成 22 年度当初予算額と同額として推計。

なお、地方譲与税及び自動車取得税交付金、地方消費税交付金については、税率等を含む制度設計が不透明な状況にあることから、現行制度の税率に基づき推計を行っている。

【歳出】

○ 人件費

平成 22 年度の普通会計職員数 257 人(全体 296 人)を基に、定年退職年を基本とした採用人数を考慮し、普通会計職員の人数の積上げにより試算。その他の人件費については、平成 22 年度当初予算額を基本として推計。

○ 扶助費

平成 22 年度当初予算額を基本とし、平成 23 年度及び平成 24 年度については、平成 22 年度実行計画における扶助費の積上げにより推計。平成 25 年度以降については、前年及び過去の実績等に基づき推計。

なお、平成 22 年度から実施される児童手当併給の子ども手当(半額)については、平成 23 年度以降から全額国庫負担で全額実施されるものとして推計。

○ 公債費

平成 21 年度決算見込に基づく現段階の償還計画に加え、新規起債発行については、平成 22 年度実行計画における起債額の積上げにより償還額を各年度ごとに試算。なお、新規発行条件は、3 年据置、15 年償還、借入利率 3.5%、元利均等償還を基本としている。

○ 普通建設事業費

平成 22 年度当初予算額を基本とし、平成 23 年度及び平成 24 年度については、平成 22 年度実行計画における普通建設事業費の積上げにより推計。平成 25 年度以降については、特殊要因を加味し、前年及び過去の実績等に基づき推計。

○ 繰出金

平成 22 年度当初予算額を基本とし、各特別会計ごとの財政計画又は経営計画等に基づき一般会計繰出金を推計。

○ 物件費、維持補修費、補助費等、積立金、投資・出資・貸付金

物件費については、平成 23 年度において、単年度で大幅に増減する特殊要因や過去の実績等を勘案の上、平成 22 年度当初予算額の▲3.0%と推計し、平成 24 年度以降については、平成 23 年度と同額として推計。

補助費等については、平成 23 年度において、単年度で大幅に増減する特殊要因や過去の実績等を勘案の上、平成 22 年度当初予算額の▲11.4%と推計し、平成 24 年度以降については、平成 23 年度と同額として推計。

積立金については、平成 23 年度まで交流拠点複合施設建設の積立て 50 百万円を想定し、平成 24 年度以降については、元金積立てを除く利子積立てのみを想定。

その他については、平成 22 年度当初予算額と同額として推計。

3 中期財政計画のこれから

村行政は、「生活者の視点」を基本に住民との「対話」を重視し、様々な地域課題を真摯に受け

止め、現在の本村を取り巻く環境などを客観的に分析しながら、毎年度、後期基本計画に基づく実行計画を策定し、住民サービスの向上と持続可能な財政運営を実現させていくこととなります。

本計画は、今後の後期基本計画に基づく実行計画の見直しや改善等をはじめ、毎年度の予算編成を行う過程において、滝沢村が今後も持続可能で安定的な財政運営を行っていくための指針となるものです。

総合計画の実現をはじめ、この財政計画も行政のみで行えるものではありません。「地域は地域のみんなでつくる」を滝沢村第5次総合計画の基本構想としています。自治会をはじめとする多くの団体、そして住民の皆様のご理解と協力によって、はじめて達成できるものです。

〈質疑等〉

遠藤議員：村債は、村としては、これからよい方向に向かっていくのか。交付税は維持されるのか。

中村財務課長：ゴミ処理施設に係る起債の償還については、年で換算すると4億3千万円だが、そのうち50%は交付税に算定されている。交付税は確かに減るわけであるが、それ以上に雫石町が起債を持つ分が増えるので、実質公債比率はよくなる。

佐野峯部長：ゴミ処理施設の村債の残高は、年で換算すると4億3千万円だが、そのうちの45%の、約2億1千万円は交付金に算入されている。1年あたりの残債の滝沢村と雫石町の負担割合は、村が3億、雫石町が1億3千万円となり、それに係る交付金が雫石町は6千5百万増え、村は6千5百万減り、交付金自体の歳入は減ることになる。

鎌田委員：収入の部分で、村税の法人分と個人分について、個人分はマイナスで、法人分は景気が回復するだろう、という見込みだが、法人が上がれば、個人分も上がるように思えるが、そのあたりはどうか。

佐野峯部長：法人税は、この1年で極端に落ち込んでいるが、それが回復するだろう、という考え方です。個人税については、団塊世代の退職により相当減っており、その他に景気の悪さがあるが、景気の悪さの落ち込みをなんとかカバーできるのでは、と思っている。

委員長：他に質問等ございませんか。

委員：なし

委員長：ありがとうございました。

【16時35分（財務課退席）】

3.組織機構改編について

（説明員：佐野峯部長、加賀谷企画総務課長、岡田総括主査）

【以下資料により説明】

1. 組織改編の基本的方向性

(1) 組織数・組織規模の適正化

- 自主・自立した行政運営のための強固な財政基盤構築の要請から、総人件費抑制や職員数減少の中での迅速な事務処理実現が求められています。

そのために、組織数については仕事の領域を基本として、住民サービスの低下を招かない範囲で、部の再編も含めて組織の改編を進め定員を管理します。

- 住民サービスの視点からみて、担当職員不在時の窓口、受付窓口など住民対応に支障をきたさない組織規模、しくみを考え、課の単位の適正化を進めます。
- 本庁と出張所間の機能を見直し、円滑な行政運営に資する組織再編を行います。

(2) 住民視点での組織改革

- 福祉、保健、医療など行政目的別からサービス対象者の視点を重視して窓口のあり方や組織の配置(レイアウト)を研究します。

(3) 住民との連携

- 住民参画・協働を推進し、住民活動と連動した行政運営を行う体制づくりとして、参画協働の基本施策立案機能の強化、施設運営の民間活力の導入(外部委託の指針)など住民との連携に資する現場に近い再編を行います。

(4) 行政経営体への取り組み

- コスト意識や成果重視など経営感覚を持った行政運営に資するため、部局機能を強化させる視点で組織改編を進め、組織像としては、互いを認め、自分の力を活かせる組織を目指します。
- 少子高齢化や地方分権の進展など社会情勢の変化に伴う新たな政策課題に迅速に取り組み、多様化・複雑化する住民ニーズに柔軟かつ機動的に対応し得る組織づくりを進めます。
- 団塊世代を含む大量退職(知識・人脈・経験)が見込まれるため、多様な雇用体系で事業展開を図ります。

2. 組織改編

(1) 組織数・組織規模の適正化

① 組織数

現在、村長部局には課以上の組織として村長部局 8 部 26 課 2 出張所 4 センター 1 ホーム等を設置していますが、これを平成 22 年 4 月 1 日に村長部局 6 部 25 課 2 出張所 4 センター 1 ホーム等とします。

○ 担当課長制

課の所掌事務のうち特に重要な事務(重点政策)を所掌させる場合に設置します。

- ・ 重点政策担当課長(産業政策課)
- ・ 食育推進担当課長(農林課)
- ・ 若者定住促進担当課長(企業振興課)
- ・ ブランド推進担当課長(商工観光課)

* 常設型のプロジェクト(5年間)

(2) 業務状況(量)に合わせた人員配置

業務の繁忙、期間限定的集中業務への対応のためのグループ制(リーダー 総括主査)など、多様な組織形態の導入を検討します。

(3) 事務処理の効率化、迅速化と部局機能の強化

事務処理を効率的に処理するために、可能な限り同一部局での業務完結を目指し、人事・育成を含めた包括的部長権限の強化と明確化を図ります。

また、部局の機能強化の視点から、各部の業務調整や新規施策の立案、議会对応などを所管する主管課が必要です。

(4) 新規課題への対応

国、県からの権限移譲事務、制度改正等への対応として、新しい政策課題に迅速・的確に対応可能な一定単位組織編制が理想と考えます。また、全庁的に横断する重点政策に積極的に取り組む仕組みを構築します。

(5) 住民サービスを低下させない組織再編

定員適正化の推進に伴って減少する人員を効率的に配置する必要がありますが、分散する事務や更なる合理化、集約化、システムの構築など効率的な組織再編を検討します。

また、住民に分かりやすい利便性を考慮した窓口のあり方に取り組みます。

(6) 職員等の多様な推進、雇用体制

兼任、職種替え、非常勤等の多様な雇用体系での業務の処理と柔軟な業務分担の検討に取り組みます。

部の枠を超えた政策課題への対応、繁忙における人員・人材の確保のため、他部署との連携や情報の共有が必要であり、横断的連携の仕組みの活用を推進します。

- ・ 横断的プロジェクト
- ・ 専従支援体制及びラテラルサービス(側面)の活用(確定申告、国勢調査)
- ・ 常設本部設置(定額給付金など)

行政経営施策への取り組み

① 係長の廃止

平成11年4月1日、機構改革により係長を廃止しました。

② ISO14001、9001の同時取得

平成12年8月23日ISO14001（環境にやさしいまちづくりを推進し、環境負荷の低減と汚染の予防に努め、環境目的・目標を定めて継続的な環境の保全及び改善への取り組み）の認証を取得し、同年11月22日には、ISO9001（顧客の要求に合った仕様の製品やサービスを、安定して提供するための仕組み）の認証を取得し、全国の自治体で初めての同時取得となりました。

③ 行政経営品質活動

平成12年から顧客の視点に立ち、顧客に満足してもらえるクオリティ（顧客の最終評価に影響を与えるすべての要素）を実現し提供して、顧客の要求に的確に応えるため、組織や体制すべてが力を合わせ、効率的に仕事をするような仕組みを作り上げる活動を始めました。

④ 部制の実施、課長補佐の廃止

平成14年4月1日部制を施行し、同時に課長補佐を廃止しました。

⑤ 人事考課制度の試行

平成14年10月より人事考課制度を試行しています。この制度は、職員能力育成・開発の情報収集、「信頼される行政」への組織風土の改革、異動・配置への活用、給与への反映を目的としています。

制度の概要は、対象を部長を除く全職員とし、区分を課長、指導職、一般職、育成職に分け考課表を作成しており、指導職から育成職までは、一次考課が課長、二次考課は部長とし、職員を2人で考課することとしています。

また、考課する時期を4月から9月まで、10月から3月までの二期とし、考課を実施することとしました。

本村の人事考課制度の特徴は、目標チャレンジ制度があること、管理職を職員が評価する管理職多面評価があることです。目標チャレンジ制度は、職員が今担当している仕事を今よりも一段上の目標を設定し、半年後に達成度を評価しようとするもので、目標設定は、管理職と職員が面接を行い設定することとしています。

最終的に考課するにあたっては、職員と管理者が面接を行い、お互いに納得の上評価を決定することとしています。その後、主任主査モデルを構築しましたが、平成 18 年度より休止状態にあります。

⑥ 滝沢村行政経営理念の策定

平成 14 年 11 月 20 日に経営理念を「幸せ地域社会の実現をめざします」とし、職場のあり方、経営の姿勢、行動指針について策定しました。

各部では、これに基づき、ミッション（使命）、ドメイン（範囲）を策定しています。

この課題を踏まえ、組織機構の改革の方向づけについて、次の方針で組織を見直してきました。

- ・住民の利便性を図ること（事務事業をなるべく複数課にまたがらないこと）
- ・フラット化を推進すること（課長補佐を廃止し、部制とすること）
- ・全庁的・横断的な業務に対してチームを活用すること（主幹、ワーキンググループを組織の横軸として活用すること）
- ・部・課間の意思決定調整について（部制による意思決定の調整方法を検討すること）
- ・課の統廃合を自由に行なうこと（課の統廃合、新設を自由に行なえる組織とすること）

〈質疑等〉

武田委員：資料の中にある、「職員等の多様な推進、雇用体制」とは、基本的に職員や臨時職員の中での多様な取り組みや業務分担をやっていくという意味か。

加賀谷企画総務課長：兼務であったり、プロジェクトチームであったり、さらには職種替えといったいろんな部分を考えた意味です。

武田委員：滝沢村は県内一少ない職員数で業務を行っているが、一部を外部委託する方法もあると思う。しかし、外部委託を行っている他自治体の中では、「偽装請負」が発生しているところもあるようだが、滝沢村の場合、戸籍などの業務を指定管理者等に業務を委託して業者が入るような仕組みが行われていたようだが。

加賀谷企画総務課長：いろんな業務があり、外部委託の指針等出ているが、たとえば戸籍等の窓口業務は、公務員法で非常勤や臨時職員がきちんと服務ができるような体制になっているが、一部外部の例えば、給食センターの調理員や用務員などは、業者に委託できるのでは、という研究もしている。

佐野峯部長：この問題は、以前から研究しており、先進事例も見て、住民課でも検討したが、労働基準局から指導を受けた、ということだった。その自治体は第三セクターで窓口業務を行っていたが、労働基準法に抵触しないような形に変えて行っている。村においても、今窓口が疲弊しているので、同じ事務で比較的難しくないような反復的な窓口業務は必ずしも職員でなくてよいのではないかと、そういった場所にはより多くのふさわしい人を入れ、先進事例のような上手な雇用勤務形態は今村で導入は困難であるが、個人情報が出ないように研修も行いながら嘱託職員を導入したい。現在窓口の課には数名嘱託職員がおり、さらに導入できる課を考ながら窓口の

サービス向上につながればよいと思っている。

武田委員：少ない職員でいつまでモチベーションを持って仕事していけるのか、ということを考えると限界が出てくると思う。また年齢的にもある程度進むと気力も低下することもあると思うが、職員を増やせない、という状況であると臨時職員や嘱託職員などの雇用を創出してワークシェアリングなどが考えられるが、学校の用務員を派遣にしたところがあり、校長先生も派遣職員には指導できず、派遣会社の指導しか受けられない、ということで最終的には嘱託職員になっただけらしい。定員管理がギリギリであれば、本村の場合も、職員の数は最低でもここ、という線をきちんと決め、住民にとっても行政にとってもいい方法や仕組みを考えて守るべきところは守る、という線引きをしてみてもいい。

佐野峯部長：労務職に関して、他の市町村では、用務員は委託というところもある。将来的に何らかの形の方向性を思考している。例えば、給食センターを全面委託し、給食調理員を一般職等へ、運転手を用務員へ等考えている。また、今用務員については、教育委員会によると、学校側が用務員に対し過重に仕事をお願いして職務外のことをさせていると聞いている。この問題も整理しなければならないと思っている。

遠藤委員：本村は人口が増えているのに、ただ減らすことはよくないと感じている。本当の適正な定員は減らせばいいのか、ということは検討していると思う。常に減らすという議論しかしていないように思えるが。

加賀谷企画総務部長：本村は中身で見えていくと、病院や直営の保育所等がないため、それらに係る職員数を考えると、決して他の自治体に比べて極端に少ないわけではないが、いろいろな権限も移ってきているので、ギリギリの線でやっていると思う。今後の人事の面では、大量の退職者が出た際に、どう対応していくのが今後の課題であると思う。

遠藤委員：職員数が減ることで、住民サービスが低下しないようにしなければならないと思うが。

佐野峯部長：今の職員数は、限界だと認識している。特に1階の部署では、政権が変わったこともあり、子ども手当の業務など大変である。また病気の職員や育児休業などで長期で休む場合の職員の補充ができていないので、厳しいと考えている。職員以外でもできることは嘱託職員等にまかせるなど、工夫していく必要がある。

加賀谷企画総務課長：特徴的なこととして、駐車場を見てわかるようにお客様の数も多く、他の町村にくらべ、処理件数が多いこともあげられる。

佐野峯部長：お客様より、役場の駐車場が足りないという声をいただき、現在100台分の駐車場を確保をしている。

柳村委員：団塊世代の大量退職問題や、大量採用時代の職員の問題などを考えると、税務調査員のような非常勤職員をもっと増やすことなど考えられると思うが、ただ現業の人を減らすだけではなく、団塊の世代の経験がある方々が活躍できる部署を精査する必要があるのではないかと。村でも退職者を再雇用するなどして活用できないのか。

また、産業政策課に重点施策として重点をおいているが、横の連携はどうなっているのか。

加賀谷企画総務課長：再雇用すると定数に入ってしまい、新しい職員をその分採用できなくなるなどあるため、そのバランスもあって、臨時や非常勤が多くなっていることも確かである。そういった人がこれから増えてくることは確かなので、どこに配置するかも同時に考えていきたい。

また、重点施策については、主管課は確かに産業政策課であるが、各部長の組織をつくり、その下にそれぞれの食育・若者・ブランドのプロジェクトがあり、その中にはそれぞれの関係課が入る。さらにその下にはワーキンググループが入ってくる。例えば、食育のリーダーは農林課長になるが、その下には関係課が入る。59の事業にそれぞれの関係課を集めて行う体制となる。

佐野峯部長：食育については、これまで健康推進課の所管であったが、日常業務等でなかなか新しい企画をすることが難しいこともあり、リーダーは農林課として、取りまとめを担当する。

佐藤委員：組織改編の中で、子どもの環境について気になるのだが、教育部門の中に「豊かな心の育成」とあるが、この項目はどの程度組織改編に関係していたのか。また各部が関連する59の事業の中で、心の育成についての、横のつながりのある課は主にどんな事業に重点をおいてつながっているのか。

加賀谷企画総務課長：子どもが成長していくステージにおいて、例えば乳幼児は健康推進課、就学前は児童福祉課、就学児は教育総務課など担当部署があるが、現在のそれぞれの業務もあるため、今回はプロジェクトを組んで横軸でつないでいく方が、ひとつの課が大きくなるよりも実行性があると考えている。

59事業は、重点政策の中の関連事業数のことです。

佐野峯部長：子ども関係については、今までの組織の連携の中で強化を図っていく。横のつながりにおいてのプロジェクトは現在のところない。

佐藤委員：「豊かな心の育成」は、どういう受け止め方でここに載せてあるのか。組織の中でつながりの部分で、ここに関してもっと重点的に組織づくりをしていかなければならないと思うが。

佐野峯部長：将来投資領域の中で、村の強み・弱みを分析した結果、今後5年間村の将来のために積極的に政策を進める領域ということで、重点事業とは別に産業と教育に視点を置いている。その中で学校教育の充実の主として義務教育部分についてうたっている。

佐藤委員：組織改編の中に、教育部門の中では「心の育成」が入っているが、教育分野は別として、乳幼児分野に関する組織的な位置づけはどこになるのか。

加賀谷企画総務課長：乳幼児に関しては健康推進課になる。横の連携で見たときに子ども分野の主の課は、その問題によってDVなら児童福祉課や福祉課が、学校関係であれば教育総務課が横の連携を取って課題を解決していく体制になると思う。

佐野峯部長：他の自治体の中には、子どもに関する部署を1つにしているところもあり、検討課題であると考えているが、当村の現場においては、まだそこまでの議論に至っていない。今後の検討課題であると思う。

佐藤委員：「子どもの心の育成」をどういった受け止め方をもっているのか疑問である。教育的な分野と、心を育成する分野のある「子ども課」というものを作って、子ども

たちのために何をしていけばいいのか、どういう内容で事業が展開されていけばいいのか、ということが組織改編にもっと入ってくればいいと思う。今回の組織改編ではその部分を期待していたが、実際に子どもたちが心を育つようにする部門がないことと、部門はないにしろ関連した事業が横つながりでできていないこと、不登校や心の悩みを持った子どもたちと、その保護者の方を解決に導くことの一歩は、環境づくりであると思うが、それが組織改編に出てきていないことが気になる。お年寄りや子どもたちを尊重するような組織改編が大事であると思う。その必要であるべき問題を解決できないまま組織を改編できないのはなぜか。

佐野峯部長：内容はこの表の中には、たった3行でしか表記されていないが、実際には教育に関する計画書がきちんとある。

佐藤委員：学校では心の育成が十分にできていないので、学校のみの問題ではなく、地域づくりやまちづくりの中にも入っていかなければいけないと思う。また福祉の中でもいろいろな面で子どもたちを守る体制ができていかなければいけないと思う。学校教育の部門にのみ「心の教育」を載せていることは、不足であると思う。今回の組織改編の中でそのことをそれだけ汲み取ってくれたのか、物足りない感じである。

加賀谷企画総務課長：確かに今後後期5年間はこの組織となるが、やり方も変わってくればもちろん組織も変わっていくと思う。制度を中心としてやっているの、今のところ教育委員会が主となっているが、いろいろな問題を組み合わせると一つの課が行うことは現時点において難しい。連携をとる組織体制はとっている。

【17時30分（部長、企画総務課退席）】

委員長：その他、何かありませんか。

委員長：総務常任委員会の組織改編後の所管する課の表が資料にありますので、参考にしてください。

遠藤委員：総務常任委員会の担当する内容について変更したい事項がある場合は、どの段階で発言すればいいのか。

委員長：所管の事務は議会運営委員会で決めていることであり、それを総務常任委員会で変える提言はできない。

委員長：事務局からは何かありませんか。

事務局：平成15年から現在までに行った所管事務調査事項の内容と、調査先の一覧をお配りしましたので、今後の調査の参考にしてください。

柳村委員：今日調査した3件は6月議会で報告書を提出し、今後6月以降の所管事務調査として「事業仕分け」を提案したいと思う。国よりも先に自治体のレベルで事業仕分けをしたところがあると記憶している。さきほど調査した組織の外部委託も入ってくると思われる。できれば5万人規模の自治体で比較できればよいと思う。

委員長：それでは、今日の調査事項について、5月31日までに報告書を提出してください。「事業仕分け」の他には何か調査したい事項はありませんか。

鎌田委員：次回までに考えてくることでいかがでしょうか。

委員長：それでは、次回までに調査したいことを考えてきてください。今後参院選が7月11日以降に、視察にいった方がいいと思いますが、いかがか。

武田委員：7月の20日から23日ということであらかじめ押えておくのはどうでしょう

か。

委員長：それでは視察の時期については、7月20日から22日ということによろしいか。

また調べた上で事務局と相談しながらこちらに任せてもらうことによろしいか。

委員：異議なし。

委員長：事務局からは何かほかにありませんか。

事務局：ございません。

委員長：以上で委員会を閉会します。【17時50分終了】

以上のおり報告します。

平成22年5月28日

議会事務局 杉村 奈緒子